

改 正 案	現 行
<p>（温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法</p> <p>イ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間（温室効果ガスの総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>（温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスをたる物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量（法第十三条に規定する温室効果ガスの総排出量にあつては、<u>口及びハに掲げる量を除く。</u>）を合算する方法</p> <p>イ 別表第一の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間（温室効果ガスの総排出量の算定に係る期間を当該期間の属する年度ごとに区分した場合における各期間をいう。以下同じ。）においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

ロ 次に掲げる者ごとに、算定期間において使用された当該者から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該者の区分に応じ当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該者ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 一般電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。）

） 〇・三七八

(2) 電気を供給する者（(1)に掲げる者を除く。） 〇・六〇二

ハ 算定期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として〇・〇六七を乗じて得られる量

ロ 次に掲げる者ごとに、各算定基礎期間において使用された当該者から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該者ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 一般電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。）

）

(2) 電気を供給する者（(1)に掲げる者を除く。）

ハ 各算定基礎期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

二 各算定基礎期間においてセメントの原料として使用された石灰石の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該石灰石の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ホ 次に掲げる原料ごとに、各算定基礎期間において生石灰、ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の原料として使用された当該原料の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該原料の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 石灰石

(2) ドロマイト

ハ 別表第二の中欄に掲げる原料ごとに、各算定基礎期間においてアンモニアの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

ト 各算定基礎期間において土地の利用状況の変化に伴い焼却された草木（燃料として使用されたものを除く。以下同じ。）の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該草木の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定め

二 算定期間において焼却された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）のうちの廃プラスチック類の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として七百三十一を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 七百九

十一

(2) 廃プラスチック類 七百九

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であって、算

る係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

チ 各算定基礎期間において焼却された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）のうちの廃プラスチック類の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

リ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、各算定基礎期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）

(2) 廃プラスチック類

定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

二 メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キログラム当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

二 メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 次に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 木材

(2) 木炭

(3) 木材パルプの製造の際に生ずる廃液

ロ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って焙焼炉ばいしょうろにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに

算定した量を合算して得られる量

八 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精錬の用に供する焼結炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量を用う。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

二 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って無機化学工業品の製造の用に供する焼結炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量を用う。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って無機化学工業品の製造の用に供するペレット焼成炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の

区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。() に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。) を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

へ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って煏焼炉において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。) に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。) を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ト 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って金属(鉄、銅、鉛及び亜鉛を除く。) の精製又は鑄造の用に供する溶解炉において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。) に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。) を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ご

とに算定した量を合算して得られる量

チ 次に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って触媒再生塔において使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) コークス

(2) 固体燃料（(1)に掲げるものを除く。）

リ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従ってセメントの製造の用に供する焼成炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ヌ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って窯業製品の製造の用に供する溶融炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該

年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ル 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って無機化学工業品（カーボンブラックを除く。）又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ヲ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従ってセメント若しくはれんがの原料、骨材又は鋳型の乾燥の用に供する乾燥炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- ワ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って乾燥炉（ヨ）に規定するものを除く。（）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量
- カ 各算定基礎期間において電気炉（アーク炉に限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量
- コ 各算定基礎期間において電気炉（アーク炉を除く。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量
- ク 別表第四の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間において

レ その本来の用途に従って銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼結炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に依り、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

レ 次に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶鋳炉において使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

① 一般炭

② コークス

ロ 別表第四の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って銅、鉛又は亜鉛の精製の用に供する溶解炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に依り、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ

ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号八において同じ。

）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。次号二において同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギ

レ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ツ 別表第五の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ノにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

二 次に掲げる自動車ごとに、算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条

ネ 各算定基礎期間において本邦内の各地間のみを航行する航空機において燃料として使用されたジェット燃料油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該ジェット燃料油の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ナ 次に掲げる自動車ごとに、各算定基礎期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条

- に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。
 ・以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○〇一
- ② ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの ○・○○○○三五
- ③ ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもの ○・○○○○〇一
- ④ ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○三五
- ⑤ ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○三五
- ⑥ ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○〇一
- ⑦ ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊ぎゆう自動車その他特種の用途に供するもの ○・○○○○三五
- ⑧ 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○〇一

- に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。
 ・以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの
- ② ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの
- ③ ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもの
- ④ ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの
- ⑤ ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの
- ⑥ ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの
- ⑦ ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊ぎゆう自動車その他特種の用途に供するもの
- ⑧ 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの

⑨ 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの 〇・〇〇〇〇一七

⑩ 軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの 〇・〇〇〇〇一五

⑪ 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの 〇・〇〇〇〇八一

⑫ 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの 〇・〇〇〇〇一三

ホ 次に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合

⑨ 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの

⑩ 軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

⑪ 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

⑫ 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの

ロ 各算定基礎期間において鉄道車両で燃料として使用された軽油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該軽油の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ム 次に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られ

算して得られる量

- | | | |
|-----|-----|------|
| (1) | 軽油 | 〇・二六 |
| (2) | A重油 | 〇・二六 |
| (3) | B重油 | 〇・二七 |
| (4) | C重油 | 〇・二七 |

る量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- | | |
|-----|-----|
| (1) | 軽油 |
| (2) | A重油 |
| (3) | B重油 |
| (4) | C重油 |

ウ 各算定基礎期間において石炭坑で掘採された石炭の量（トン）で表した量をいう。（）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該石炭の一トン当たりの掘採に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

中 各算定基礎期間において露天掘により掘採された石炭の量（トン）で表した量をいう。（）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該石炭の一トン当たりの掘採に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ノ 各算定基礎期間において生産された原油の量（ペタジュール）で表した量をいう。（）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該原油の一ペタジュール当たりの生産に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

オ 各算定基礎期間において輸送された原油の量（ペタジュール

で表した量をいう。)に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該原油の一ペタジュール当たりの輸送に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)を乗じて得られる量を合計した量

ク 各算定基礎期間において精製された原油の量(ペタジュールで表した量をいう。)に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該原油の一ペタジュール当たりの精製に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)を乗じて得られる量を合計した量

ヤ 各算定基礎期間において生産された天然ガスの量(ペタジュールで表した量をいう。)に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該天然ガスの一ペタジュール当たりの生産に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)を乗じて得られる量を合計した量

マ 次に掲げる原料ごとに、各算定基礎期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量(ペタジュールで表した量をいう。)に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該原料の一ペタジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 液化天然ガス

ヘ 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 牛 六十八

(2) 馬 十八

(2) 天然ガス(1)に掲げるものを除く。()

ケ 次に掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において製造された当該製品の量(トンで表した量をいう。)に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該製品の1トン当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) カーボンブラック

(2) コークス

(3) エチレン

(4) 一・ニジクロロエタン

(5) スチレン

(6) メタノール

フ 次に掲げる家畜ごとに、各算定基礎期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該家畜の一头当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 牛

(2) 馬

- (3) めん羊 四・一
- (4) 山羊 四・一
- (5) 豚 一・一

ト 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 五・三
- (2) 馬 二・〇八
- (3) めん羊 〇・二八
- (4) 山羊 〇・一八
- (5) 豚 〇・九二
- (6) 鶏 〇・〇三七

チ 算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・〇一六を乗じて得られる量

- (3) めん羊
- (4) 山羊
- (5) 豚

コ 次に掲げる家畜ごとに、各算定基礎期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛
- (2) 馬
- (3) めん羊
- (4) 山羊
- (5) 豚
- (6) 鶏

ク 各算定基礎期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合

リ 算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の
一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発
生するキログラムで表したメタンの量として一・三四に当該算
定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる
量

又 次に掲げる植物性の物ごとに、算定期間において焼却された
当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当
該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当た
りの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量とし
て次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の
物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 穀 〇・〇〇五八
- (2) わら 〇・〇〇四三

ル 次に掲げる廃棄物で埋立処分が行われたものごとに、算定期
間において分解された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう

計した量

テ 次に掲げる植物性の物ごとに、各算定基礎期間において焼却
された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）
に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該植物性の物の一キロ
グラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタ
ンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗
じて得られる量を合計した量を算定し、当該植物性の物ごとに
算定した量を合算して得られる量

- (1) 穀
- (2) わら

ア 各算定基礎期間において土地の利用状況の変化に伴い焼却さ
れた草木の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年
度に応じた係数（当該草木の一トン当たりの焼却に伴い排出さ
れるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令
で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

サ 次に掲げる廃棄物で埋立処分が行われたものごとに、各算定
基礎期間において分解された当該廃棄物の量（トンで表した量

。に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 食物くず 百四十二
- (2) 紙くず又は繊維くず 百四十
- (3) 木くず 百四十

ヲ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。） 〇・〇〇〇八

ハ (2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。） 〇・〇五六

ワ 算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号力におい

をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 食物くず
- (2) 紙くず又は繊維くず
- (3) 木くず

キ 各算定基礎期間において終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。）において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

て同じ。)の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・四六に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇〇〇〇七九

(2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇五八

(3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇六三

コ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

ク 次に掲げる施設ごとに、各算定基礎期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)

に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設

(2) 准連続燃焼式焼却施設

(3) バッチ燃焼式焼却施設

ク 次に掲げる産業廃棄物ごとに、各算定基礎期間において焼却された当該産業廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 紙くず又は木くず

(1) 廃油 〇・〇〇〇五六

(2) 汚泥 〇・〇〇〇九七

タイからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 廃油

(3) 廃プラスチック類

(4) 汚泥

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第六の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 次に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従つてガス発生炉又はガス加熱炉において使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、

毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 一般炭

(2) コークス

(3) 固体燃料(1)及び(2)に掲げるものを除く。)

八 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って焙焼炉^{ばい}において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。)(に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)(を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

二 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って金属(銅、鉛及び亜鉛を除く。)(の精錬の用に供する焼結炉において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。)(に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)(を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算

定した量を合算して得られる量

ホ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って無機化学工業品の製造の用に供する焼結炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って金属（銅、鉛及び亜鉛を除く。）の精錬の用に供するペレット焼成炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ト 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って無機化学工業品の製造の用に供するペレット焼成炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の

区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。() に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。) を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

チ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って燃焼炉において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。) に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。) を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

リ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って金属(鉄、銅、鉛及び亜鉛を除く。) の精製又は鑄造の用に供する溶解炉において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。) に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。) を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該

燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

又 別表第五の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ル 別表第五の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ヲ 前号子(イ)及び(ロ)に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って触媒再生塔において使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該

年度に応じた係数（当該燃料の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ワ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従ってセメントの製造の用に供する焼成炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

カ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って窯業製品の製造の用に供する焼成炉（ワに規定するものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ご

とに算定した量を合算して得られる量

ヨ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って窯業製品の製造の用に供する溶融炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した1酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

タ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した1酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

レ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従ってセメント若しくはれんがの原料、骨材又は鋳型の乾燥の用に供する乾燥炉において使用された当該

燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ソ 別表第三の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って乾燥炉（し）に規定するものを除く。（）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ツ 各算定基礎期間において電気炉（アーク炉に限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ネ 各算定基礎期間において電気炉（アーク炉を除く。）におい

て使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ナ 別表第四の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼結炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 前号レ①及び②に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶鉱炉において使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

△ 別表第四の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従つて銅、鉛又は亜鉛の精製の用に供する溶解炉において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ウ 別表第五の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従つてガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表

中 別表第五の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従つてディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で

した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げ

表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ノ 別表第五の中欄に掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の下欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

る係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号二(1)から四までに掲げる自動車ごとに、算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号二(1)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇三〇
- (2) 前号二(2)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇四四
- (3) 前号二(3)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二二
- (4) 前号二(4)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇三九
- (5) 前号二(5)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二七
- (6) 前号二(6)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二三
- (7) 前号二(7)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇三八
- (8) 前号二(8)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇〇七
- (9) 前号二(9)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五
- (10) 前号二(10)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五

オ 前号ナ(1)から四までに掲げる自動車ごとに、各算定基礎期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

④ 前号②に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五

② 前号②に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五

へ 次に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

① 軽油 〇・〇七三

② A重油 〇・〇七四

③ B重油 〇・〇七六

④ C重油 〇・〇七八

ク 各算定基礎期間において鉄道車両で燃料として使用された軽油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該軽油の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ヤ 前号ム①から④までに掲げる燃料ごとに、各算定基礎期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

マ 次に掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年

ト 算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量
(キログラムで表した量をいう。)

チ 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 四・八四
- (2) 豚 一・〇一
- (3) 鶏 〇・〇四

リ 次に掲げる耕地ごとに、算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)(に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素の一ト

度に応じた係数(当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)(を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) アジピン酸
- (2) 硝酸

ケ 各算定基礎期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量(キログラムで表した量をいう。)

フ 次に掲げる家畜ごとに、各算定基礎期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)(に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛
- (2) 豚
- (3) 鶏

コ 各算定基礎期間において畑作で使用された肥料に含まれる窒素の量(トンで表した量をいう。)(に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキ

ン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 二十九・〇
- (2) 水田 二十四・〇

又 次に掲げる農作物ごとに、算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 野菜 十二・一
- (2) 水稻 十・六
- (3) 果樹 十・八
- (4) 茶樹 七十四・五
- (5) ばれいしょ 三十一・六
- (6) 飼料作物 九・四三

ル 算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得

ログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

られる量

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 穀 〇・〇〇〇〇六〇

(2) わら 〇・〇〇〇〇六二

ワ 前号ヲ(1)及び(2)に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において処理された下水等の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 前号ヲ(1)に掲げる施設 〇・〇〇〇〇一六

(2) 前号ヲ(2)に掲げる施設 〇・〇〇九七

カ 算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇

エ 前号テ(1)及び(2)に掲げる植物性の物ごとに、各算定基礎期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

二二に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 ○・〇四九三

(2) 准連続燃焼式焼却施設 ○・〇四八九

(3) バッチ燃焼式焼却施設 ○・〇五九二

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に

テ 各算定基礎期間において土地の利用状況の変化に伴い焼却された草木の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該草木の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ア 前号ユ(1)から(3)までに掲げる施設ごとに、各算定基礎期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

サ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、各算定基礎期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量

掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 紙くず又は木くず 〇・〇一〇
- (2) 廃油 〇・〇〇九八
- (3) 廃プラスチック類 〇・一七
- (4) 下水汚泥 〇・九〇三
- (5) 汚泥（(4)に掲げるものを除く。） 〇・四五

レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

四 第一条各号に掲げる温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 紙くず又は木くず
- (2) 廃油
- (3) 廃プラスチック類
- (4) 下水汚泥
- (5) 汚泥（(4)に掲げるものを除く。）

四 第一条各号に掲げる温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量（同条第一号から第十号までに掲げる物質にあつては、イに掲げる量を除く。）を合算する方法

イ 各算定基礎期間において生産されたクロロジフルオロメタンの量（キログラムで表した量をいう。）にそれぞれ当該年度に応じた係数（当該クロロジフルオロメタンの一キログラム当たりの生産に伴い発生するキログラムで表したトリフルオロメタンの量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの生産に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの

量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量を合計した量

ロ 各算定基礎期間において生産された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該物質の一キログラム当たりの生産に伴い排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ハ 次に掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において当該製品の製造に伴い、又は当該製品の使用の開始の時に封入された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該物質の一キログラム当たりの封入に伴い排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 家庭用電気冷蔵庫

(2) 家庭用エアコンデyshyona

(3) 業務用冷凍空気調和機器

二 ハ(1)から(3)までに掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において使用に供されていた当該製品に封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該製品に封入されている一キログラム当たりの当

該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 八(1)から(3)までに掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において廃棄された当該製品に封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ 各算定基礎期間において製造された自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該自動車用エアコンディショナーの一台当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ト 各算定基礎期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該自動車用エアコンディショナーの一台当たりに封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年

イ 算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンディショナーの一台当たりに封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として〇・〇一五に当該算定期間の一年間に対する比

率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量

度、別に政令で定める係数をいう。）に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量

チ 各算定基礎期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量を合計した量

リ 次に掲げるプラスチックごとに、各算定基礎期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該プラスチックの一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 押出法ポリスチレンフォーム
- (2) ウレタンフォーム
- (3) ポリエチレンフォーム
- (4) フェノールフォーム

ヌ リ(1)から(4)までに掲げるプラスチックごとに、各算定基礎期間において使用されていた当該プラスチックに含まれていた

ハ 次に掲げる製品ごとに、算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 噴霧器
- (2) 消火剤

当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（含有されている一キログラム当たりの当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

ル リ(1)から(4)までに掲げるプラスチックごとに、各算定基礎期間において廃棄された当該プラスチックに含有されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）を合計した量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

ヲ 次に掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 噴霧器
- (2) 消火剤

ワ 次に掲げる用途ごとに、各算定基礎期間において当該用途に使用された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該使用された物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得ら

二 イから八までに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

五 前条各号に掲げる温室効果ガスであるパーフルオロカーボン算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法

れる量を合計した量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 溶剤としての用途

(2) 洗淨の用途

五 前条各号に掲げる温室効果ガスたるパーフルオロカーボンそれぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

イ 各算定基礎期間において生産された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該物質の一キログラム当たりの生産に伴い排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ロ 前号ハ(1)から(3)までに掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において当該製品の製造に伴い、又は当該製品の使用の開始の時に封入された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該物質の一キログラム当たりの封入に伴い排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量

を合算して得られる量

八 前号八(1)から(3)までに掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において使用に供されていた当該製品に封入されていた当該物質の量(キログラムで表した量をいう。)に、それぞれ当該年度に応じた係数(当該製品に封入されている一キログラム当たりの当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。)に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

二 前号八(1)から(3)までに掲げる製品ごとに、各算定基礎期間において廃棄された当該製品に封入されていた当該物質の量(キログラムで表した量をいう。)から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(キログラムで表した量をいう。)を控除して得られる量を合計した量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 次に掲げる用途ごとに、各算定基礎期間において当該用途に使用された当該物質の量(キログラムで表した量をいう。)から、当該使用された物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(キログラムで表した量をいう。)を控除して得られる量を合計した量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量

六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法

(1) 溶剤としての用途

(2) 洗浄（へに規定する洗浄を除く。）の用途

へ 各算定基礎期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶ディスプレイの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該物質の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した当該物質の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量から、当該使用された物質のうち適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量を合計した量

六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法

イ 各算定基礎期間において生産された六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該六ふつ化硫黄の一キログラム当たりの生産に伴い排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ロ 各算定基礎期間において変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具（以下「電気機械器具」という。）の製造に伴い、又は電気機械器具の使用の開始の時に封入された六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度

イ 算定期間において使用に供されていた変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具（以下「電気機械器具」という。）に封入されていた六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されている一キログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として〇・〇〇一に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）

ハ 算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量

に^レ応じた係数（当該六ふつ化硫黄の一キログラム当たりの封入に伴い排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量を合計した量

ハ 各算定基礎期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該電気機械器具に封入されている一キログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）に当該算定基礎期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を合計した量

ニ 各算定基礎期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）を合計した量

ホ 各算定基礎期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量を合計した量

ヘ 各算定基礎期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこ

二 イから八までに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する六ふつ化硫黄であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第八条第二項第六号又は第二十一条第一項の計画に係る温室効果ガスの総排出量を算定することができる。

別表第一（第三条関係）

一	一般炭	キログラム	二六・六	〇・〇二四七
二	ガンリン	リットル	三四・六	〇・〇一八三

これらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）に、それぞれ当該年度に応じた係数（当該六ふつ化硫黄の一キログラム当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として、毎年度、別に政令で定める係数をいう。）を乗じて得られる量から、当該使用された六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量を合計した量

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第七条第二項第三号又は第八条第一項の計画に係る温室効果ガスの総排出量を算定することができる。

別表第一（第三条関係）

一	原料炭	キログラム		
二	本邦で掘採される一般炭	キログラム		

三	ジェット燃料油	リットル	三十六・七	〇・〇一八三
四	灯油	リットル	三十六・七	〇・〇一八五
五	軽油	リットル	三十八・二	〇・〇一八七
六	A重油	リットル	三十九・一	〇・〇一八九
七	B重油	リットル	四十・四	〇・〇一九二
八	C重油	リットル	四十一・七	〇・〇一九五
九	液化石油ガス(LPG)	キログラム	五十・二	〇・〇一六三
一〇	液化天然ガス(LNG)	キログラム	五十四・五	〇・〇一三五
一一	都市ガス	立方メートル	四十一・一	〇・〇一三〇

三	本邦に輸入される一般炭	キログラム		
四	石炭(前三号に掲げるものを除く。)	キログラム		
五	コークス	キログラム		
六	練炭又は豆炭	キログラム		
七	原油	リットル		
八	天然ガス液(NGL)	リットル		
九	ガソリン	リットル		
一〇	ナフサ	リットル		
一一	ジェット燃料油	リットル		
一二	灯油	リットル		
一三	軽油	リットル		
一四	A重油	リットル		
一五	B重油	リットル		
一六	C重油	リットル		
一七	潤滑油	リットル		
一八	石油コークス	リットル		
一九	液化石油ガス(LPG)	キログラム		
二〇	液化天然ガス(LNG)	キログラム		
二一	天然ガス(前号に掲げるものを除く。)	立方メートル		
二二	コークス炉ガス	立方メートル		
二三	高炉ガス	立方メートル		
二四	転炉ガス	立方メートル		

別表第一(第二条関係)

一	木材	〇・〇二四四	〇・〇七一
二	木炭	〇・〇二五三	〇・〇七一

別表第三(第二条関係)

一	液化石油ガス (LPG)	キログラム	〇・〇五	〇・〇五四	〇・〇〇〇〇
二	都市ガス	立方メートル	〇・〇四	〇・〇五四	〇・〇〇〇〇

別表第二(第二条関係)

二五	製油所ガス	立方メートル
二六	都市ガス	立方メートル
二七	石油製品(第九号から第十九号まで及び第二十五号に掲げるものを除く。)	立方メートル

別表第三(第二条関係)

一	石炭	キログラム
二	ナフサ	リットル
三	石油コークス	キログラム
四	液化石油ガス(LPG)	キログラム
五	液化天然ガス(LNG)	キログラム
六	天然ガス(前号に掲げるものを除く。)	立方メートル
七	クス炉ガス	立方メートル
八	石油系炭化水素ガス	立方メートル

別表第三(第二条関係)

一	一般炭	キログラム
二	コークス	キログラム
三	木材	キログラム
四	木炭	キログラム
五	固体燃料(前各号に掲げるものを除く。)	キログラム
六	原油	リットル
七	ナフサ	リットル
八	灯油	リットル

別表第四（第三条関係）

一	灯油	リットル	〇・〇三	五	〇・〇〇九	〇・〇〇〇
二	液化石油ガス (LPG)	キログラム	〇・〇五	五	〇・〇〇四	〇・〇〇〇
三	都市ガス	立方メートル	〇・〇四	五	〇・〇〇四	〇・〇〇〇
			六一			〇九〇

別表第四（第三条関係）

九	軽油	リットル	
〇	A重油	リットル	
一	B重油	リットル	
二	C重油	リットル	
三	液体燃料（第六号から前号までに掲げるものを除く。）	リットル	
四	液化石油ガス（LPG）	キログラム	
五	液化天然ガス（LNG）	キログラム	
六	コークス炉ガス	立方メートル	
七	高炉ガス	立方メートル	
八	転炉ガス	立方メートル	
九	オフガス	立方メートル	
〇	都市ガス	立方メートル	
二一	気体燃料（第十四号から前号までに掲げるものを除く。）	立方メートル	
一	一般炭	キログラム	
二	コークス	キログラム	
三	原油	リットル	
四	ナフサ	リットル	
五	灯油	リットル	
六	軽油	リットル	

別表第五（第三条関係）

一	一般炭	キログラム	〇・〇二六六	〇・〇〇〇五六
二	木材	キログラム	〇・〇一四四	〇・〇〇〇五六
三	木炭	キログラム	〇・〇一五三	〇・〇〇〇五六
四	B重油	リットル	〇・〇四〇四	〇・〇〇〇〇一四
五	C重油	リットル	〇・〇四一七	〇・〇〇〇〇一四

別表第五（第三条関係）

七	A重油	リットル	
八	B重油	リットル	
九	C重油	リットル	
一〇	液体燃料（第六号から前号までに掲げるものを除く。）	リットル	
一一	液化石油ガス（LPG）	キログラム	
一二	液化天然ガス（LNG）	キログラム	
一三	コークス炉ガス	立方メートル	
一四	高炉ガス	立方メートル	
一五	転炉ガス	立方メートル	
一六	オフガス	立方メートル	
一七	都市ガス	立方メートル	
一八	気体燃料（第十四号から前号までに掲げるものを除く。）	立方メートル	
一	原油	リットル	
二	ナフサ	リットル	
三	灯油	リットル	
四	軽油	リットル	
五	A重油	リットル	
六	B重油	リットル	
七	C重油	リットル	

別表第六(第三条関係)

一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇一六
二	軽油	リットル	〇・〇三八二	〇・〇〇一六
三	A重油	リットル	〇・〇三九一	〇・〇〇一六
四	B重油	リットル	〇・〇四〇四	〇・〇〇一六
五	C重油	リットル	〇・〇四一七	〇・〇〇一六
六	液化石油ガス (LPG)	キログラム	〇・〇五〇二	〇・〇〇一六
七	都市ガス	立方メートル	〇・〇四一一	〇・〇〇一六

別表第六(第三条関係)

一	一般炭	キログラム	
二	コークス	キログラム	
三	木材	キログラム	
四	木炭	キログラム	
五	固体燃料(前各号に掲げるものを除く。)	キログラム	
六	原油	リットル	
七	B重油	リットル	
八	C重油	リットル	

八	液体燃料(前各号に掲げるものを除く。)	リットル
九	液化石油ガス(LPG)	キログラム
一〇	液化天然ガス(LNG)	キログラム
一一	コークス炉ガス	立方メートル
一二	高炉ガス	立方メートル
一三	転炉ガス	立方メートル
一四	オフガス	立方メートル
一五	都市ガス	立方メートル
一六	気体燃料(第九号から前号に掲げるものを除く。)	立方メートル